

令和6年3月28日

建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する業を実施する者の
審査結果について

国土交通省住宅局建築指導課長

次のとおり、建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和6年2月27日～令和6年3月12日

<提案者及び評価結果>

○建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

提案者：13者

(一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会 (A)、一般社団法人建築性能基準推進協会 (B)、一般財団法人日本建築防災協会 (C)、株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店 (D)、株式会社アルテップ (E)、公益社団法人日本建築士会連合会 (F)、一般社団法人日本ツーバイフォー協会 (G)、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店 (H)、一般財団法人建築行政情報センター (I)、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター (J)、一般財団法人日本建築センター (K)、株式会社日建設計総合研究所 (L)、他者 (M))

審査結果

要件	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)
(1) 公平性及び中立性に関する要件 ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。 ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 事業を的確に遂行する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

技術能力に関する要件 ・建築関係法令の内容を熟知し、設計、審査等の実態に精通しており、建築設計、審査等に関連する調査に係る全国規模の効率的な実施体制を備えている等事業を的確に遂行する能力を有すること													
(3) 守秘性に関する要件 ・本事業の実施にあたって知り得た情報の秘密の保護を厳守すること。 ・本事業の実施にあたって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

上記A～Lは、補助対象事業者に求める（1）から（4）までの要件を満たしており、また事業費や実施方針・実施計画についても、各事業内容について妥当と判断できる内容だと認められる。

非特定となったMは、特定の提案者と同様の業務を提案していたが、当該提案者に比し、事業費の積算や建築基準法・建築士法に関連するこれまでの取組（実績）について劣るものであると判断できる。

そのため、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会、一般社団法人建築性能基準推進協会、一般財団法人日本建築防災協会、株式会社市浦ハウジング&プランニング東京支店、株式会社アルテップ、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本ツーバイフォー協会、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、一般財団法人建築行政情報センター、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般財団法人日本建築センター、株式会社日建設計総合研究所を建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業を実施する者として選定した。